

## 静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、日常生活を営むのに支障がある高齢者及び身体障害者（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活ができるよう、住宅を改造する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (事業の対象者)

第2条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、静岡市内に住所を有する者又は親族が静岡市内に住所を有し、かつ、補助金の交付を受けようとする年度内に当該親族の住所に転居を予定している者（以下「転居予定者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、対象者が属し、又は属する予定の世帯の構成員（改造後同居予定の者も含む。）及び対象者を扶養親族として所得税の扶養控除を受けている者（対象者が属し、又は属する予定の世帯の構成員（改造後同居予定の者も含む）を除く。）の前年の所得税額の合計額が、397,000円を超える場合を除く。

- (1) 65歳以上であって、日常生活を営むのに支障があると市長が認めた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた下肢若しくは体幹の障害を含む肢体不自由者1級若しくは2級又は視覚障害者1級若しくは2級の者
- (3) その他市長が特に必要と認めた者

### (補助対象となる住宅の改造)

第3条 補助対象となる住宅の改造（以下「住宅改造」という。）は、対象者が居住し、又は居住する予定の住宅における居室、玄関、廊下、階段、便所、浴室、台所、洗面所その他の箇所若しくは玄関から道路までの通路等において行う手すりの取付け、段差解消、滑りの防止、便器の取替え、浴槽の取替えその他の改造で対象者の日常生活の安全性、利便性等の向上に効果があると市長が認めたものとする。

2 次に掲げる住宅の改造は、原則として補助の対象としないものとする。

- (1) 第8条に規定する申請前に着手し、又は完了している改造
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度の翌年度の4月1日以降に完了する予定の改造
- (3) この要綱及び静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助事業実施要綱（平成7年6月15日施行）に基づく補助金の交付を受けて改造を行った住宅の改造

### (補助対象となる経費)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1項に規定する住宅

改造に要する費用で市長が必要と認めたものとする。

- 2 補助対象経費には、原則として固定のための工事を伴わない機器の購入に要する費用は含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費のうち、次の各号により算定した額（以下「基準額」という。）の合計額と100万円（身体障害者日常生活用具給付等事業による日常生活用具の給付又は貸与を受ける者にあつては、80万円）を比較して少ない方の額に、高齢者にあつては別表第1の補助率、身体障害者にあつては別表第2の補助率を乗じて得た額（千円未満は切捨て）とする。

- (1) 浴槽の取替え等、浴室の改造その他の附帯工事に実際に要する補助対象経費の額と55万円を比較して少ない方の額。ただし、当該住宅改造に係る補助対象経費に介護保険法（平成9年法律第123号）第45条に規定する居宅介護住宅改修費若しくは同法第57条に規定する居宅支援住宅改修費の支給対象となった費用又は身体障害者日常生活用具給付等事業による給付若しくは貸与の対象となっている日常生活用具の購入に要する費用（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）がある場合は、居宅介護住宅改修費等の額を減ずる。
- (2) 洋式便器への取替え等、便所の改造その他の附帯工事に実際に要する補助対象経費の額と40万円を比較して少ない方の額。ただし、当該住宅改造に係る補助対象経費に居宅介護住宅改修費等がある場合は、居宅介護住宅改修費等の額を減ずる。
- (3) 前2号に掲げる住宅改造以外の住宅改造に要する補助対象経費の額。ただし、当該住宅改造に係る補助対象経費に居宅介護住宅改修費等がある場合は、居宅介護住宅改修費等の額を減ずる。

- 2 前項各号の基準額には、当該工事費のほか、これに係る諸経費、消費税及び地方消費税の額又はこれらの相当額を含むものとする。

(事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者若しくはその者が属する世帯の者又は転居予定者が属する予定の世帯の者（以下これらを「申請者」という。）は、原則として補助金の交付の申請前に住宅改造の内容について市長に相談しなければならない。

- 2 前項の相談は、市長が社会福祉法人静岡市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に委託して実施するものとする。

(借家等の改造)

第7条 借家、公営住宅等を改造しようとする申請者は、家主等の承諾を得なければならない。

(交付の申請)

第8条 申請者は、住宅改造費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改造施工業者の改造費見積書
  - (2) 住宅改造を予定する箇所と内容を示す平面図
  - (3) 住宅改造を予定する箇所の写真
  - (4) 家主等の住宅改造承諾書(借家、公営住宅等に居住している申請者に限る。)
  - (5) 対象者が属し、又は属する予定の世帯の構成員(改造後同居予定の者も含む。)及び対象者を扶養親族として所得税の扶養控除を受けている者(対象者が属し、又は属する予定の世帯の構成員(改造後同居予定の者も含む。)を除く。)の前年の所得税額を証するもの
- (交付の決定等)

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、住宅改造費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(住宅改造の着手)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「決定通知を受けた者」という。)は、特別な事由が生じた場合を除き、速やかに住宅改造に着手しなければならない。

(改造内容の変更等)

第11条 決定通知を受けた者は、補助金の交付の決定後に住宅改造の内容、改造費の額、住宅改造完了期日等を変更するときは、住宅改造変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更の可否を決定し、住宅改造変更承認決定通知書(様式第4号)又は住宅改造変更不承認決定通知書(様式第5号)により、決定通知を受けた者に通知するものとする。

(住宅改造の完了の報告)

第12条 決定通知を受けた者は、住宅改造が完了したときは、速やかに住宅改造完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改造代金の領収書の写し
- (2) 住宅改造後の状況を示す写真

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、住宅改造の完了状

況を確認するものとする。この場合において必要があるときは、現地調査等を行うことができるものとする。

- 2 市長は、前項の確認の結果、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、住宅改造費補助金交付確定通知書（様式第7号）により、決定通知を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 決定通知を受けた者は、前条第2項の通知があったときは、住宅改造費補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。  
（交付決定の取消し）

第15条 決定通知を受けた者は、住宅改造が完了するまでの間に次に掲げる事由が生じたときは、速やかに住宅改造費補助金交付対象要件消滅届（様式第9号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき（対象者が死亡した場合を除く。）。  
(2) 対象者が住所を変更したとき、又は行方不明のとき。  
(3) 改造を行う住宅を変更したとき。  
(4) 前3号に掲げる事由以外の事由により住宅改造を中止したとき。

- 2 市長は、前項の届出があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに補助金の交付の決定を取り消し、住宅改造費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、決定通知を受けた者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。  
(2) 転居予定者がその手続きを完了しなかったとき。  
(3) 前項の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、決定通知を受けた者が前条第2項各号のいずれかに該当し、補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、住宅改造費補助金返還通知書（様式第11号）により、決定通知を受けた者に通知するものとする。

（補助金の交付の特例）

第17条 市長は、次に掲げる事由の場合は、当該事由が生じた日現在の住宅改造の出来高に

じて、補助金を交付するものとする。

(1) 対象者が死亡したとき。

(2) 天災地変により住宅改造を行うことが困難となったとき。

(3) その他やむを得ない事由により住宅改造を行うことが困難と市長が認めたとき。

2 前項第1号の事由により補助金を交付する場合において、対象者が決定通知を受けた者であるときは、死亡当時対象者と同居し、又は同居する予定だった相続人（該当者がいない場合は、その他の相続人）の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定により補助金を交付する場合の手続きについては、第11条から第14条までの規定を準用する。

4 第2項の相続人は、前項の規定に基づく書類を提出する場合は、対象者との続柄を確認することができる書類等を添付しなければならない。

(書類の提出)

第18条 この要綱に基づき市長に提出すべき書類は、協議会を経由して提出するものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助事業実施要綱第6条第1項の規定による事前相談を終了している住宅改造に係る補助は、改正後の静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

対 象 者 世 帯 の 区 分	補助率
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	10/10
世帯全員（改造後同居予定の者も含む。）及び対象者を扶養親族として所得税の扶養控除を受けている者（世帯全員（改造後同居予定の者も含む。）を除く）の前年所得税非課税の世帯	9/10
世帯全員（改造後同居予定の者も含む。）及び対象者を扶養親族として所得税の扶養控除を受けている者（世帯全員（改造後同居予定の者も含む。）を除く）の前年の所得税額の合計が、120,000円以下の世帯	7/10
世帯全員（改造後同居予定の者も含む。）及び対象者を扶養親族として所得税の扶養控除を受けている者（世帯全員（改造後同居予定の者も含む。）を除く）の前年の所得税額の合計が、120,001円以上397,000円以下の世帯	5/10

別表第2（第5条関係）

対 象 者 世 帯 の 区 分	補助率
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び世帯全員（改造後同居予定の者も含む。）及び対象者を扶養親族として所得税の扶養控除を受けている者（世帯全員（改造後同居予定の者も含む。）を除く）の前年所得税非課税の世帯	4 / 4
世帯全員（改造後同居予定の者も含む。）及び対象者を扶養親族として所得税の扶養控除を受けている者（世帯全員（改造後同居予定の者も含む。）を除く）の前年の所得税額の合計が、120,000円以下の世帯	3 / 4
世帯全員（改造後同居予定の者も含む。）及び対象者を扶養親族として所得税の扶養控除を受けている者（世帯全員（改造後同居予定の者も含む。）を除く）の前年の所得税額の合計が、120,001円以上397,000円以下の世帯	2 / 4

様式第1号 (第8条関係)

住宅改造費補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 静岡市長

住所

申請者 氏名

印

電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付申請額	円					
対象者	氏名	男・女	生年月日	年 月 日 (満 歳)		
	現住所	転居予定年月日		平成 年 月 日		
高齢者の状況	1 ねたきり 2 介助による歩行が可能 3 その他 ( )					
身体障害者の状況	身体障害者手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日		
	障害名	障害等級		級		
世帯の状況	氏名	続柄	生年月日	職業	前年分所得税額	備考
	(生計中心者)				円	
					円	
					円	
対象者を扶養する者の状況	有 無	氏名 _____ 続柄 _____ 職業 _____ 前年分 生年月日 _____ 所得税額 _____ 円				
改造の内容	住宅改造を必要とする理由					
	改造箇所及び改造内容等					
	改造費	円 (左のうち補助対象 円)				
	着手予定年月日	平成 年 月 日	完了予定年月日	平成 年 月 日		

様式第2号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

住宅改造費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助金  
については、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交 付 額

(1) 申 請 額 円

(2) 決 定 額 円

2 交付の時期 この補助金は、住宅改造完了後に支払うものとする。

3 交付の条件

(1) この補助金は、本事業以外の目的に使用してはならない。

(2) 本事業終了後、速やかに完了報告書を提出すること。

(3) 市長は、必要があると認めるときは、関係書類、帳簿の検査をすることができる。

様式第3号（第11条第1項関係）

住宅改造変更承認申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所

氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助事業の住宅改造の計画を次のとおり変更したので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額	交付決定済額	円		
	変更後交付申請額	円		
対象者氏名	男・女	生年月日	年 月 日(満 歳)	
変更理由	1 改造の内容の変更 ( ) 2 改造費の額の変更 ( ) 3 その他の変更 ( )			
改造の内容	改造箇所及び改造内容等			
	改造費	前回申請	円（左のうち補助対象 円）	
		今回申請	円（左のうち補助対象 円）	
		差	円（左のうち補助対象 円）	
完了予定年月日	平成 年 月 日			

様式第4号（第11条第2項関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

住宅改造変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助金については、次のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 交 付 決 定 額 円
- 2 交 付 の 時 期 工事完了報告書の提出後
- 3 交 付 の 条 件 今回の変更内容にて完了報告書を提出すること。

様式第5号（第11条第2項関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

住宅改造変更不承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助事業の計画の変更については、審査の結果、次のとおり不承認を決定しましたので通知します。

記

（不承認の理由）

様式第6号（第12条関係）

住宅改造完了報告書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住 所

氏 名 印

電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助事業の住宅改造が完了したので、関係書類を添えて報告します。

対象者氏名			
補助金額	円		
改造箇所及び改造内容等			
改造費	円（左のうち補助対象 円）		
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
参考事項			

様式第7号（第13条第2項関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

住宅改造費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した静岡市高齢者・身体障害者  
住宅改造費補助金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

住宅改造費補助金請求書

金 額	百	十	万	千	百	十	円

ただし、静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助金として上記のとおり  
請求します。

(あて先) 静 岡 市 長

年 月 日

住所

氏名

印

下記口座へ振込みください。

銀 行

信用金庫

農 協

本・支店・支所

口座番号 普通・当座 No.

ふりがな  
口座名義

様式第9号（第15条第1項関係）

住宅改造費補助金交付対象要件消滅届

平成 年 月 日

（あて先）静岡市長

住所

氏名

印

電話

静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助事業実施要綱第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象者氏名	男・女	生年月日	年 月 日（満 歳）
住 所			
消滅年月日	平成 年 月 日		
消滅事由			
1 対象者が第2条の要件に該当しなくなった			
内容（ ）			
2 対象者の住所変更（又は行方不明）			
変更後住所（ ）			
理由（ ）			
3 改造を行う住宅の変更			
内容（ ）			
4 その他の事由			
内容（ ）			

様式第 10 号 (第 15 条第 2 項関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

住宅改造費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号による静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助金の交付の決定を次により取り消します。

記

取消しの理由

様式第 11 号 (第 16 条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

住宅改造費補助金返還通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした静岡市高齢者・身体障害者住宅改造費補助金については、年 月 日に完了払をしたが、この度当該補助金の交付の決定を別途 年 月 日付け 第 号により取り消したので、既に交付済の補助金の返還を命ずる。

記

- 1 返 還 額 円
- 2 返還の理由
- 3 返還の期限 年 月 日まで
- 4 返還の方法 別添の納入通知書による